

## 市川市保育士就職支援補助金の Q&A について（事業者向け）

令和 7 年 4 月 1 日現在  
市川市こども施設入園課

### ● 保育士就業開始資金支給事業に関すること

番号	質問	回答
1	就業開始資金支給事業（新生活準備金助成事業）のうち「期間の定めのある労働契約にあっては、労働時間が1日につき6時間であり、1月につき20日以上のものに限る」とはどのような意味ですか。	1日6時間以上かつ1月20日以上勤務する職員であれば、非正規職員も本補助金の対象となります。
2	就業開始資金（新生活準備資金）に用途はありますか。	用途に制限は設けません。
3	採用日から1年未満に保育士が退職した場合はどうなりますか。	本補助金は対象保育士が1年を超えない期間に労働契約が解除された場合は、特別な事由を除いて、本市が本補助金を支出した法人（施設）に対して、本補助金の交付決定を取り消し、取消に係る部分の返還を請求いたします。
4	保育業務従事報告書とは何ですか。	上記 2-3 の通り、対象保育士が1年以上保育業務に従事していることを確認するために、対象保育士の採用日から1年経過した後に施設が本市に提出していただく書類です。
5	保育士が休職した場合は従事期間に算入できますか。	保育現場の担い手として活躍を期待しているため、休職期間中は有給・無給に関わらず従事期間には算入できません。ただし、雇用を継続し復職した場合は復職日から従事期間に算入することといたします。
6	千葉県の就職準備貸付の対象となっている保育士も対象になりますか。	対象といたします。ただし、それぞれ補助要件や貸付要件が異なりますのでご注意ください。
7	雇用契約書には保育士本人の押印が必要ですか。	使用者（法人）と労働者（保育士）の双方の同意が必要ですので、双方の押印もしくは自署が必要です。
8	採用日から1年以内に法人と保育士の間で雇用契約の変更が生じて、パートタイム（短時間勤務）の保育士として勤務することになった場合はどのような整理となりますか。	保育士の要件を満たさない場合は、本補助金の交付決定を取り消して、施設に対して取消に係る部分の返還を請求いたします。

9	採用日から1年以内に法人が運営する他の保育所へ人事異動することとなった場合は、異動後の施設でも従事期間に含まれますか。	同じ法人が運営する市川市内の施設であれば、引き続き従事期間に含まれます。(保育士の要件には注意してください。) 他市町村の施設であれば、本市が本補助金を支出した法人(施設)に対して、本補助金の交付決定を取り消し、取消に係る部分の返還を請求します。
10	本補助金の交付対象である保育士が交付の条件である1年間の従事をクリアしましたが、その後、当該保育士から退職の申し出がありました。当該保育士が退職し、市内の他の施設に転職した場合は転職先でも補助金の対象となりますか。	本補助金の交付を受けて保育士として1年間従事した方は補助対象外となります。 ただし、本市の負担を受けずに、施設側の単独事業として法人(施設)側の全額負担で準備金を支出する施設もありますのでご注意ください。
11	本補助金の交付対象の保育士が一身上の都合で従事期間の1年を経過する前に退職してしまったので、施設は市川市へ補助金の返還をしました。当該保育士が市内の他施設で再就職が決まり、再就職先で本補助金の交付申請をした場合は補助金の交付は可能ですか。	再就職先でも要件を満たせば対象といたします。ただし、上記2-10で記載したように、1年間従事した保育士に2回目以降の交付はいたしませんので、ご注意ください。
12	平成29年4月1日に市川市内で認可保育所の開設を予定しています。保育士を平成29年2月に中途採用し、開設前は系列の認可外保育施設にて開設前研修を受講させて、開設時に当該認可保育所に保育士として配置しようと考えています。当該保育士は対象となりますか。	本補助金は認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所を運営する法人に支出するものですので、千葉県知事からの認可・認定を受けた開設日以降の「労働契約に係る契約書又はこれに類する労働関係を証する書類」の記載内容を確認し、労働契約等が要件を満たせば補助対象といたします。但し、法人内異動に該当する場合は対象外となります。
13	新規採用ではなく、法人内異動をして市川市内保育施設で雇用する場合は補助金の交付は可能ですか。	新たに雇用した保育士が対象となりますので、既に同法人で採用している者は、補助対象外となります。
14	別法人だが代表者が同じ場合でも法人内異動となりますか。	上記同様法人は変わるものの代表者が同じであれば対象外と致します。 また、事業者の都合で代表者が異なる別法人に異動した場合も、実態としては法人内異動とみなします。
15	保育士である施設長は対象となりますか。	施設長は対象外となります。なお、当該事業においては上記2-5で記載したとおり保育現場の担い手としての活躍を期待しているものでもありますので、対象保育士が施設長になった場合であっても返還の対象となりますのでご注意ください。

16	受領書の写しその他の補助対象費用の額を支払ったことを確認できる書類とは具体的にはどのようなものですか。	「受領額確認書」の様式がありますので、こちらをご提出ください。 就業体験費用又は就業開始資金（準備金）を支払ったことと受け取ったことを双方が合意しているか本市が確認するために、法人（施設）と就業体験参加者又は保育士の双方で記名押印もしくは自署していただくものです。
17	事業の実施に期限はあるのですか。	現時点では平成 30 年度までの時限付の補助事業として考えておりましたが、待機児童の状況を鑑み事業の継続について検討していきます。 （ただし、保育士就業開始資金支給事業（保育士新生活準備資金助成事業）の交付が決定した法人（施設）については、事業終了後も当該保育士の保育業務従事報告書の提出が必要ですので、ご注意ください。）
18	補助金の概算払いはありますか。	法人（施設）が対象者へ支出したことを確認してから、本市が補助金を支出しますので、概算払いはありません。全て実績に基づく精算払い（立替払い）です。

なお、イレギュラーな事象が発生した場合においては、制度の趣旨に照らし合わせて判断いたします。

**【制度の趣旨】**

雇用して間もない保育士に対し、安定した住居の提供や就職準備の補助を行うことにより、雇用の確保や継続を図る。

**【本件に関する担当】**

市川市 こども部 こども施設入園課  
運営費グループ TEL 047-711-1791